

各 都道府県  
子ども・子育て支援新制度担当課  
保 育 担 当 課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課

「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する  
委託費の経理等について』の運用等について」の取扱いについて

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号）及び「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 255 号、雇児保発 0903 第 1 号）等によりお示ししているところです。

今般、保育所を新設する場合に、近隣住民への説明等必要な経費が生じることに鑑みて、その取扱いについて、以下のとおりとしましたので、御了知の上、貴管内関係機関及び各私立保育所に対し、周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

(問) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、保育所の運営に関する経費に限り認められているが、保育所を新設する場合に必要な経費となる、設置場所の近隣住民等への説明等に要する経費について、委託費の弾力運用として支出することは可能か。

(答) 当該設置場所の近隣住民等への説明等に要する経費について、「保育所の運営に関する経費」に含まれるものとして差し支えない。

#### 【連絡先】

内閣府子ども・子育て本部参事官付（子ども・子育て支援担当）  
TEL 03 - 5253 - 2111（内線）38347  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
TEL 03 - 5253 - 1111（内線）4855

## 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の 経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）【抜粋】

### 3 前期末支払資金残高の取扱い

(1)前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2)前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費

(3)企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号）【抜粋】

（問13） 経理等通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

（答）

前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。

また、役員報酬については対象経費として差し支えないが、役員報酬規定等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。